

市内障がい福祉サービス等事業者 様

岡崎市長 内田 康宏

令和 7 年度介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書について
(通知)

日頃は本市の障がい福祉行政に御理解御協力いただきありがとうございます。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における介護給付費等の算定は「平成 18 年厚生労働省告示第 523 号」に基づき、児童福祉法における障がい児通所給付費の算定は「平成 24 年厚生労働省告示第 122 号」に基づき、給付費算定に係る届出書を岡崎市に届け出ることとなっています。

令和 7 年 4 月以降の介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（以下「加算届」という）について、下記のとおりといたします。

また、4 月 1 日異動の変更届については、人事異動に伴う人員配置の変更などにより事務負担が大きくなる観点から、加算届と併せて令和 7 年 4 月 15 日（火）を期限とします。

記

1 提出対象の事業所及び書類

加算届を提出する必要があるのは、以下の(1)～(5)に該当する障がい福祉サービス等事業所とする。

なお、(1)～(5)に記載の添付書類に加え、下表の書類を作成し提出すること。

書類	作成上の留意事項
加算届出書 (様式第 5 号)	・異動年月日に令和 7 年 4 月 1 日と記入 ・特記事項欄に変更前後の事由を記入 (別紙参照)
介護 (障がい児) 給付費等の算定に係る体制等状況一覧表 (別紙 1) ※R6.5 様式改訂	・令和 7 年 4 月時点で作成すること ・適用年月日 令和 7 年 4 月から算定又は区分異動⇒R7.4.1 以前から算定あり又は算定なし⇒空欄
勤務形態一覧表 (別紙 2) ※R6.2 様式改訂	・令和 7 年 4 月時点で作成すること ・資格欄に配置や加算算定に必要な資格、修了した研修又は実務経験年数を記入すること ・その他記載例や注釈を参考にすること
組織体制図 (任意様式)	・法人内の事業所間での職員兼務状況が分かるよう、事業所名、職種、職員氏名を記載すること (従事者が勤務しない他の事業所の職種、職員氏名は省略可)

(1) 前年度実績に基づく基本報酬を算定する事業所

サービス	前年度実績	添付書類
生活介護	平均障がい支援区分	別紙 31 平均利用者数算定シート（参考様式その 1、その 3）
就労移行支援	就労定着実績	別紙 50、50-2、在職証明書等
就労継続支援 A 型	評価点（スコア）	別紙 51、51-2、51-3
就労継続支援 B 型	平均工賃月額	別紙 53、工賃向上計画
就労定着支援	就労定着率	別紙 54、54-2
児童発達支援	未就学児の割合	（児）別紙 3
地域移行支援	地域移行の実績	別紙 56（Ⅰ、Ⅱを算定する場合）

(2) 前年度実績に基づく加算を算定する事業所

加算	サービス	前年度実績	添付書類
特定事業所	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護	人材要件のうち従業者に関する要件	別紙 3 別紙 3-1～3-4 （該当サービス分）
		重度障がい者対応要件	
人員配置体制（Ⅰ）～（Ⅲ）	生活介護	平均障がい支援区分	別紙 4 別紙 31
視覚・聴覚言語障がい者支援体制	施設入所 生活介護 自立訓練 宿泊型自立訓練 就労移行 就労 A 就労 B GH	該当障がい者の前年度利用日数	別紙 10-1 別紙 10-2 障がい者手帳の写し
重度障がい者支援	施設入所	医師意見書により特別な医療が必要であるとされる者等の割合	別紙 12 別紙 35
通勤者生活支援	宿泊型自立訓練	通常の事業所に雇用されている者の割合	別紙 22
夜間支援等体制（Ⅰ）・（Ⅱ）	宿泊型自立訓練 GH（日中サービス支援型は除く）	夜間支援対象者数（GHは住居ごと）	別紙 23 別紙 44 平均利用者数算定シート（参考様式その 1、その 2）
移行準備支援体制	就労移行	施設外支援実施率	別紙 26

重度障がい者支援体制	就労A 就労B	障がい基礎年金1級受給者数	別紙28
就労移行支援体制	生活介護 自立訓練 就労A 就労B	就労定着実績	別紙40
就労定着実績体制	就労定着	就労定着実績	別紙55
高次脳機能障がい者支援体制	生活介護	高次脳機能障がい者の割合	別紙70 研修修了証
目標工賃達成	就労B	平均工賃月額	別紙78
看護職員加配	児童発達支援 放デイ	医療的ケアスコア	(児)別紙7

(3) 経過措置終了に伴い令和7年4月から要件に変更がある加算を算定又は減算が適用される事業所

加算・減算	サービス	経過措置の内容	添付書類
業務継続計画未策定減算	全サービス	災害及び感染症に係る業務継続計画の策定 計画に従い必要な措置	なし
支援プログラム未公表減算(※1)	児童発達支援 放デイ 居宅訪問型児発	支援プログラムの公表	なし
機能強化型(Ⅰ)～(Ⅲ)	計画相談 障がい児相談	協議会へ定期的に参画 基幹相談支援センターの取組への協力 運営規程に地域生活支援拠点等として位置付け(※2)	別紙66又は別紙67 地域生活支援拠点等に関する市の認可通知書の写し

(4) 令和7年4月以降に算定する単位数に変更がある事業所

新たに加算を算定、又は算定する単位数が増減する場合において、事業種別ごとに定める「加算届に必要な書類」に記載のある添付書類とともに提出すること。

- 例) ・食事提供体制加算なし⇒あり
- ・福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)⇒(Ⅲ)

(5) 児童指導員等加配加算又は専門的支援体制加算を算定する事業所

新規・継続に関わらず別紙4又は別紙17-1を提出すること。

加算別紙様式を掲載する市ホームページURL

<https://www.city.okazaki.lg.jp/1400/1424/1408/p011257.html> (者)

<https://www.city.okazaki.lg.jp/1400/1424/1408/p023652.html> (児)

- ※1 令和6年12月2日付6障第2624号の届出書提出及びプログラム公表事業所は減算適用なし
- ※2 地域生活支援拠点等の登録については別途通知する

3 提出期限

令和7年4月15日(火)

※窓口持参又は郵送(15日(火)消印有効)にて提出すること

4 その他

- (1) 4月算定開始の加算及び5月算定開始の加算のいずれも、提出期限は令和7年4月15日(火)となります。4月15日までに加算届の提出がない場合、6月サービス提供分以降の適用になりますが、1(1)~(5)に該当しない事業所については、加算届の提出は不要です。
- (2) 年度途中においても、加算届の提出や加算の算定は可能です。その際、変更の適用(算定される単位数が増えるものに限る。)は、届出が毎月15日以前に提出された場合には翌月から、16日以降に提出された場合には、翌々月から算定を開始することとなります。(食事提供体制加算は除く)
- (3) 加算が算定されなくなる場合の届出の取扱いについては、事業所等の体制について加算等の算定されなくなる状況が生じた場合又は算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨の届出を行ってください。なお、この場合において、加算が算定されなくなった事実が発生した日から加算の算定を行わないこと。
- (4) 事務負担軽減の観点から、令和6年度から一律に配置等に必要な資格証等の写しの提出は求めないこととしていますが、勤務形態一覧表の資格欄に配置や加算算定に必要な資格、修了した研修若しくは実務経験年数を記入するとともに、運営指導等で確認を求められた際に提出できるよう保管してください。また、新たに加算算定のための届出を行う場合には、それらを証明する資格登録証の写し、実務経験証明書等(以下「証明書等」という)を添付してください。
- (5) 証明書等について、発行手続きなどの相手都合による場合に限り、提出を令和7年4月30日(水)までとします。なお、この場合においても証明書等以外の加算届等については、4月15日までに提出し、当該証明書等の名称及び提出する旨記載した誓約書(任意様式)を添付してください。
- (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算を算定については、新規・継続に関わらず処遇改善計画書(令和7年度)を提出する必要がありますが、詳細については別途通知します。
- (7) その他算定上留意すべきことを別紙にまとめたので参考としてください。

担当 岡崎市福祉部障がい福祉課施策係
TEL:0564-23-6165/FAX:0564-25-7650
Mail:shogai@city.okazaki.lg.jp

(別紙)

○前年度の平均利用者数

- ・参照する加算を算定する事業所

前年度平均利用者数を参照する加算を令和6年度から引き続き算定する場合、事業所において適合状況を必ず確認してください。算定状況（区分異動含む）に変更がない場合はあらためて加算届の提出は不要です。

- ・療養介護、生活介護、短期入所（併設・空床型）、施設入所、自立訓練、就労移行、就労A・B、GH

令和6年度中に新規指定又は定員に増減があった場合（GHの住居追加含む）は、通常と計算方法が異なりますので、計算方法を確認したいなど不明点はあらかじめお問合せください。

- ・生活介護

サービス提供時間別に基本報酬が設定され、前年度平均利用者数を算出する際、各利用者のサービス提供時間を考慮することとなっていますので、平均利用者数算定シート（その3）を作成し、提出してください。

○令和6年度経過措置の終了について（全サービス共通）

業務継続計画未策定減算については、令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しないこととなっていました。令和7年4月以降は感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の事業所は「減算適用」となりますので、該当する場合は届け出てください。

○介護（障がい児通所）給付費等に係る体制等に関する届出書（様式第5号）

以下の記載例のとおり作成してください。

介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書

令和 年 月 日

(宛先) 岡崎市長

主たる事務所の所在地：岡崎市〇〇町〇番地〇
 届出者名 称：株式会社おかざき
 代表者の職・氏名：代表取締役 岡崎 花子

法人所在地、法人名称、代表者の職・氏名を記載してください。

事業所番号ごとに作成してください。

このことについて、関係書類を添えて以下のとおり届け出ます。

事業所番号	
主たる事業所(施設)の名称	(フリガナ) オカザキ サービス おかざきデイサービス
事業所(施設)の所在地	郵便番号 (444-0000) 岡崎市△△町△番地△

今回届け出る事業について「〇」を記入してください。
 なお、プルダウンメニューから選択することもできます。

届出する事業所の事業の種類及び同一所在地において行う事業等の種類等	実施事業	異動等の区分	異動年月日
介護 居宅介護		1 新規 2 変更 3 終了	令和 年 月 日
介護 重度訪問介護		1 新規 2 変更 3 終了	令和 年 月 日
介護 同行援護		1 新規 2 変更 3 終了	令和 年 月 日
介護 行動援護		1 新規 2 変更 3 終了	令和 年 月 日
介護 療養介護		1 新規 2 変更 3 終了	令和 年 月 日
給付 生活介護	○	1 新規 2 変更 3 終了	令和 7 年 4 月 1 日
給付 短期入所		1 新規 2 変更 3 終了	令和 年 月 日
給付 重度障害者等包括支援		1 新規 2 変更 3 終了	令和 年 月 日
給付 施設入所支援		1 新規 2 変更 3 終了	令和 年 月 日
訓練 自立訓練(機能訓練)		1 新規 2 変更 3 終了	令和 年 月 日
訓練 宿泊型自立訓練		1 新規 2 変更 3 終了	令和 年 月 日
訓練 自立訓練(生活訓練)		1 新規 2 変更 3 終了	令和 年 月 日
給付 就労移行支援		1 新規 2 変更 3 終了	令和 年 月 日
給付 就労継続支援(A型)		1 新規 2 変更 3 終了	令和 年 月 日
給付 就労継続支援(B型)	○	1 新規 2 変更 3 終了	令和 7 年 4 月 1 日
給付 就労定着支援		1 新規 2 変更 3 終了	令和 年 月 日
給付 自立生活援助		1 新規 2 変更 3 終了	令和 年 月 日
給付 共同生活援助		1 新規 2 変更 3 終了	令和 年 月 日
地域相談支援(地域移行支援)		1 新規 2 変更 3 終了	令和 年 月 日
地域相談支援(地域定着支援)		1 新規 2 変更 3 終了	令和 年 月 日
特定相談支援		1 新規 2 変更 3 終了	令和 年 月 日
障がい児相談支援		1 新規 2 変更 3 終了	令和 年 月 日

今回の届出での変更点が見えるよう該当の加算・減算の名称(区分等含む)を記入してください。
 変更がない(区分異動含む)加算については、記載は不要です。

特記事項	変更前	変更後
	【生活介護】人員配置区分(Ⅳ型) 常勤看護職員等配置なし 【就労B】平均工賃月額区分(1万5千円以上2万円未満) 就労移行支援体制(定着者数1名)	【生活介護】人員配置区分(Ⅲ型) 常勤看護職員等配置あり(常勤換算員数1名) 【就労B】平均工賃月額区分(2万以上2万5千円未満) 就労移行支援体制(定着者数2名)
	関係書類	別紙のとおり